## 規則

に 学校職 関 する規則の 員 0 勤務時間、 一部を改正する規則の一部を改正する規 休暇等に関する規則及び学校職 則 員 0 をここに 宿直 勤 務及 公布する。 び 日 直 勤

令和元年七月二十三日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

## 埼玉県教育委員会規則第三号

学校職員の 勤務に関する規則の一部を改正する規則 勤務時間、 休暇等に関 す る 規  $\mathcal{O}$ 則及 一部を改正する規則 び 学校職員  $\mathcal{O}$ 宿直 勤 務及 び 日 直

に 関する規則 学 校職員の 勤務  $\mathcal{O}$ 部を改正する規則(平成三十一年埼玉県教育委員会規則第十三号) 時間、 休暇等に関する規則及び学校職員の宿直勤務及び 日 直 勤務

『則第二項の前の見出し及び同項を削る。

 $\mathcal{O}$ 

部を次

 $\mathcal{O}$ 

ように

改正

する。

同 項 附 を附則第二項とする。 則第三項中 「平成三十一 年 八月三十一日」を「令和元年八月三十 一月」 に 改 8

に三条を加える改正規定は、 校 附 員 則第  $\mathcal{O}$ 勤 一項の 務時 間、 見出 しを削 休 暇等 に関 り 令和二年四月一 する規 同 項 中 則第二十条を第二十三条とし、 「施行 !する。 日から施行する。 \_  $\mathcal{O}$ 下 に 「ただし、 を加える。 第十九条の次 第一条中学

附則

この規則は、公布の日から施行する。